

交際費執行基準

1 基本的な考え方

交際費は、行政執行のため、市を代表して外部と公の交渉をするために要する経費であり、その執行に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限にとどめるべきものである。したがって、通常の事務事業を執行する上で必要な経費については、その目的に従ってそれぞれの支出科目で予算執行すべきである。

2 執行に当たっての判断基準

(1) 市を代表する職としての執行であること。

公私の区分を厳格にし個人としての支出と考えられるものは除く。

(2) 対外的折衝のための使用であること

次のいずれかの場合に該当すること。

ア 市政運営上、協力関係や支援関係にある個人又は団体との関係を維持する上で必要がある場合

イ 現に市政運営上、密接な関係にある個人又は団体に対し、儀礼を尽くす必要がある場合

ウ 市政運営について助言や支援、協力、指導等を期待できる者に、市政に対する理解を深め、又は人間関係を深める上で必要がある場合

(3) 社会通念にてらして、儀礼的な範囲の支出であること。

3 交際費の種別、支出範囲等

交際費の種別及び支出範囲並びに支出限度額は、別表のとおりとする。

4 執行に当たっての留意事項

(1) 市を代表しての執行であるので、重複執行には十分留意すること。

(2) 特定の事務事業の執行と関連づけられない各種催事等の出席に当たっては、催事の趣旨、出席者の範囲、市行政との関わり、開催場所等を十分勘案し、出席の要否を判断すること。

(3) 毎年度予算の範囲内で、適正な執行に努めること。

附 則

この基準は、平成15年1月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成17年2月1日から実施する。

別表

種 別	支出範囲	支出限度額
1 会 費	構成員として支出する年会費、 会合参加費	実 費
2 祝 金	各種総会、大会、式典、行事等 祝金、祝い品	1万円
	結婚式	2万円
3 弔慰金	香典	1万円
	供物、花輪、生花等	実 費
4 見舞金	病気、災害、事故等の見舞	1万円
5 餞別金	餞別、激励金等	2万円
6 渉外費	外部との交渉に要する経費	1人当たり1万円
7 その他	贈答品、記念品、広告代等	1万円
	協賛金等	2万円
	その他市長が特に必要と認めた もの	社会通念上妥当な範囲

ただし、現職議員が亡くなった場合、供物等のほかに弔慰金として10万円を支出する。